

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2019年9月10日発表>

[自動車検査証の有効期間の伸長について～令和元年台風第15号による被害を受けて～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

<2019年9月13日発表>

[自動車検査証の有効期間の再伸長について～令和元年台風第15号による被害を受けて～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

<2019年9月20日発表>

[自動車検査証の有効期間の再々伸長について～令和元年台風第15号による被害を受けて～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

●伸長対象地域

1. 千葉運輸支局管轄

旭市、大網白里市、香取市、九十九里町、神崎町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、
匝瑳市、多古町、千葉市(美浜区を除く。)、銚子市、東金市、東庄町、富里市、成田市、
八街市、横芝光町、四街道市

2. 習志野自動車検査登録事務所管轄

印西市、栄町、八千代市

3. 袖ヶ浦自動車検査登録事務所管轄

いすみ市、一宮町、市原市、大多喜町、御宿町、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、
鋸南町、白子町、袖ヶ浦市、館山市、長生村、長南町、長柄町、富津市、南房総市、
睦沢町、茂原市

●対象車両

1. 車検対象車

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき伸長された自動車検査証の有効期間の満了日(令和元年9月9日から令和元年10月8日)までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和元年10月9日を限度としてこれを猶予します。

2. 車検対象外車

令和元年9月9日から令和元年10月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を令和元年10月9日を限度としてこれを猶予します。

●特別措置の内容

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予	
車検対象車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 10月9日まで	○ 令和2年 3月31日まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・弊社が適用妥当と判断する方 	車検伸長対象地域外	無	×	○ 令和2年 3月31日まで
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 10月9日まで	○ 令和2年 3月31日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・弊社が適用妥当と判断する方 	—	—	○ 令和元年 10月9日まで	○ 令和2年 3月31日まで
	上記以外	—	—	×	×